

(平成22年8月11日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	2 件
国民年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から同年3月までの期間、51年10月から52年3月までの期間、54年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和51年1月から同年3月まで
② 昭和51年10月から52年3月まで
③ 昭和54年4月及び同年5月

昭和48年に20歳になった際、国民年金に加入し、結婚するまで国民年金保険料を納付していた。

申立期間の国民年金保険料については、領収書等は国でやっていたことなので信用して既に捨ててしまっていたが、納付しているはずなので未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は合計でも11か月と短期間であり、申立人は結婚した昭和54年5月以前の国民年金加入期間については申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、申立期間①及び②の前後の期間については、3か月間を除き国民年金保険料を現年度納付していることから、納付意識は高かったものと推察され、申立期間①及び②の保険料を納付しないのは不自然である。

また、申立人は、昭和54年5月に結婚と同時にA市からB市へ転居しているが、被保険者台帳によると、54年9月に、それぞれの市を管轄する社会保険事務所（当時）間で被保険者記録が移管されていることが確認でき、申立人がその時まで住所変更手続をしていたことが推認されることから、申立期間③の国民年金保険料を現年度納付することが可能であるほか、納付意識の高かった申立人が、住所変更手続のみを行い、当該期間の保険料を納付しない事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年12月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年12月から5年3月まで
結婚し、家業の農業をするため平成4年1月ごろに実家に戻り、その際、父が、私の国民年金の加入手続と妻の国民年金の住所変更手続をしてくれるとともに、私と妻の分を両親の分と併せて父が納付していたはずであり、申立期間について私だけ未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は16か月と比較的短期間である。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとする当時同居していた申立人の父親は、国民年金加入期間の保険料をすべて納付していることから、申立人の父親の納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人は、平成3年12月に結婚し、4年1月から妻、両親と同居したとしているところ、申立人の妻は、「結婚後の国民年金の手続や納付は義父が行っていた。」と供述している上、申立人の妻は申立期間において納付済みとなっていることを踏まえると、納付意識の高かった申立人の父親は、申立人の妻の保険料のみを納付する理由は見当たらず、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたと考えるのが自然である。

加えて、申立人の父親が保管していた平成4年度の農業協同組合に対する提出資料の控えによると、年間の国民年金保険料として計上している額は、当時の申立人を含む4人分の同居家族の国民年金保険料におおむね一致する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年9月までの期間及び2年11月から3年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から2年9月まで
② 平成2年11月から3年2月まで

平成元年4月から3年3月まで、A事業所の派遣員として、B国で勤務していた。

任期終了により平成3年3月に帰国し、C市役所で転入届けを出した時に国民年金の加入手続を行い、その後、社会保険事務所（当時）から納付書が送られてきて、申立期間の保険料を納付しており、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年3月から3年3月までの任期中日本国外に勤務し、帰国直後に国民年金の加入手続を行ったとしているところ、外国に居住する期間については、任意加入対象期間となるため、制度上、加入手続を行った時から遡^{さかのぼ}って国民年金の被保険者にはなり得ず、保険料を遡^{そきゆう}及納付することはできない。

また、オンライン記録によると、申立人は、平成4年6月11日付けで国民年金の資格を取得していることが確認でき、申立人の保有する年金手帳にも、国民年金手帳記号番号の上に4年6月24日の確認印が押されていることが確認できることから、このころ加入手続を行ったものと推認できるほか、申立人に対し、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、オンライン記録によると、日本国外に勤務中の申立期間①及び②に挟まれた平成2年10月及び日本に帰国した申立期間②直後の3年3月について、申立人は国民年金の被保険者となっており、保険料も納付済みと記録されているが、これらの期間は、4年7月1日に資格記録が追加され、同年

7月16日に保険料が過年度納付されていることが確認できることから、申立人は、「B国在任期間中に、休暇で一時帰国した際、有効期限が経過した自動車免許の更新を行うため、一時的に実家のあるC市に住民登録していたかもしれない。」旨の供述をしていることから、社会保険事務所（当時）では、申立人が国民年金加入手続をした後、行政記録により、強制加入期間となる期間を追加し過年度納付書を発行したものの、申立期間については任意加入対象期間であったため、過年度納付書を発行しなかったと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 63 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 4 月から 63 年 5 月まで

昭和 59 年に就職した頃、A 市役所で国民年金と国民健康保険に加入手続きし、その後 1 年分程度^{さかのぼ}遡って国民年金保険料の請求があり、その分も含めて申立期間の国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未納・未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、周辺番号の被保険者調査結果により、申立人が申立期間当時居住していた A 市で払い出されたものではなく、平成元年に B 村に居住していた当時に払い出された記号番号であることが推認できるほか、申立人に対し、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続きをした昭和 59 年当時、過年度保険料の請求を受けたが、金額が多額であったため、市役所で分割払いにしてもらい、現年度保険料と併せて納付していた旨の供述をしているところ、申立人は 59 年*月に 20 歳となることから、59 年当時に過年度保険料が請求されることは制度上考えられない上、A 市に照会したところ、当時、同市において過年度保険料の取扱いはしていなかったとの回答を得ており、申立人の主張に不自然さがみられる。

さらに、申立期間は 50 か月に及んでおり、これほど長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務的過誤が繰り返されたとも考え難いほか、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。